

# 逗子市浸水想定区域図作成業務委託に係る公募型プロポーザル方式事業者選考実施要領

## 1 目的

この要領は、逗子市内水浸水想定区域図作成業務委託に適用する。

近年、下水道計画の整備目標水準を超える降雨の発生が増加しており、このような超過降雨に対して、浸水区域を想定し、その情報を市民へ公表することは、防災意識の向上を促し被害を最小化する上で効果的である。また、浸水区域の想定は、今後の雨水排水施設整備の必要性や優先度の根拠となり、選択と集中による効率的な雨水排水施設整備を行っていく上で重要である。

国土交通省においては、近年の想定を超える豪雨によって浸水被害が多発したことを受けて、平成 27 年に水防法が改正され、想定し得る最大規模の降雨による内水に対する避難体制等の充実・強化を図ることが示されている。また、令和 3 年 4 月の「気候変動を踏まえた治水計画のあり方（国土交通省関連検討会）」の提言においては、気候変動の影響を考慮した計画に見直す必要があることが示されている。さらに、流域治水の実効性を高めるための法的枠組みである流域治水関連法が令和 3 年 11 月に全面施行され、下水道管理者や河川管理者によるハード整備の推進のみならず、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の推進が求められている。

このような背景から、逗子市（以下「本市」という。）は浸水想定区域図の作成を行うものであり、本業務を適切かつ円滑に履行できる受注者を選定すべく、本要領で公募型プロポーザル方式による受注者選定（以下「プロポーザル」という。）に関する必要な手続き等を定めるものとする。

## 2 業務の対象

- (1) 内水浸水想定区域図：逗子市公共下水道事業計画区域（864ha）  
公共下水道事業計画雨水排水施設（約 133 k m）
- (2) 洪水浸水想定区域図：田越川（準用河川区間）（約 1.1 k m）  
池子川（約 2.6 k m）

## 3 委託業務概要

- (1) 業務名 逗子市浸水想定区域図作成業務委託
- (2) 業務内容 別紙「逗子市浸水想定区域図作成業務委託一般仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 1 月 31 日まで
- (4) 発注者 逗子市長 桐ヶ谷 覚
- (5) 事務局 逗子市環境都市部下水道課 担当 森  
住所：〒249-8686 神奈川県逗子市逗子 5-2-16  
電話：046-873-1111（内 488） F A X：046-873-4520  
メールアドレス：gesui@city.zushi.lg.jp

#### 4 参加募集

逗子市（以下「本市」という。）ホームページにおいて公表する。

URL : <https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kurashi/suido/1001970/1008800.html>

#### 5 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、参加者が1者以上で実施する。

#### 6 提案見積上限額

本業務委託に係る提案見積額は、内水浸水想定区域図作成に係る令和5年度分99,220,000円、令和6年度分10,263,000円、洪水浸水想定区域図作成に係る令和5年度分8,580,000円、令和6年度分20,031,000円（いずれも消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

#### 7 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、契約締結までの間に資格要件のいずれかに該当しないことが判明した場合には失格とする。

##### (1) 企業に関する事項

ア 本業務に関する仕様書の内容を適切かつ確実に履行できる事業規模及び安定的な経営基盤を有する法人であること。

イ 参加申込の時点で、当該年度の逗子市競争入札参加資格者名簿（コンサル「下水道」）に登録されていること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び逗子市暴力団排除条例（平成23年逗子市条例第15号）第2条各号（第4号を除く。）に規定する暴力団等でないこと。

ク 国又は地方公共団体との契約に関して、本業務の参加申込を表明する時点で履行期限までの間に指名停止を受けている期間がないこと。

ケ 法人又はその代表者が国税及び地方税を滞納していないこと。

##### (2) 資格・実績に関する事項

ア 法人の業務実績

下記（ア）及び（イ）の両方の実績を有すること。

- (ア) 平成 30 年度以降の 5 年間に於いて、内水浸水想定区域図作成の実績（元請）を有すること。
- (イ) 平成 30 年度以降の 5 年間に於いて、洪水浸水想定区域図作成の実績（元請）を有すること。

イ 配置技術者

本業務に係る専門知識及び経験を有する管理技術者、担当技術者(内水)、担当技術者(洪水)、及び照査技術者を各 1 名以上配置することとし、配置予定技術者の要件は次のとおりとする。ただし、各技術者には同一人の兼務は認めない。

- (ア) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門「上下水道－下水道」）、技術士（上下水道部門「下水道」）、技術士（総合技術監理部門「建設部門－河川、砂防及び海岸・海洋」）又は技術士（建設部門「河川、砂防及び海岸・海洋」）の資格を有し、上記ア（ア）又は（イ）に挙げた業務に従事した実績を有すること。
- (イ) 担当技術者（内水）は、技術士（総合技術監理部門「上下水道－下水道」）又は技術士（上下水道部門「下水道」）の資格を有する者を 1 名以上配置することとし、上記ア（ア）に挙げた業務に従事した実績を有すること。
- (ウ) 担当技術者（洪水）は、技術士（総合技術監理部門「建設部門－河川、砂防及び海岸・海洋」）又は技術士（建設部門「河川、砂防及び海岸・海洋」）の資格を有する者を 1 名以上配置することとし、上記ア（イ）に挙げた業務に従事した実績を有すること。
- (エ) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門「上下水道－下水道」）、技術士（上下水道部門「下水道」）、技術士（総合技術監理部門「建設部門－河川、砂防及び海岸・海洋」）又は技術士（建設部門「河川、砂防及び海岸・海洋」）の資格を有すること。

8 プロポーザルの日程

次のとおりとする。なお、日程は都合により変更する場合がある。

実施日	内 容
2023 年（令和 5 年） 6 月 19 日（月）～ 6 月 30 日（金）	◆実施要領等の公表 ※本市ホームページにおいて要領・様式等公表
2023 年（令和 5 年） 6 月 19 日（月）～ 6 月 30 日（金）	◆実施要領等に関する質問受付 ※詳細は、「11 質問の受付及び回答」参照
2023 年（令和 5 年） 7 月 5 日（水）	◆実施要領等に関する質問に対する回答 ※本市ホームページにおいて公表
2023 年（令和 5 年） 7 月 5 日（水）～ 7 月 12 日（水）	◆参加申込書及び資格審査書類の受付 ※詳細は、「10 参加申込書等の提出方法について」参照
2023 年（令和 5 年） 7 月 14 日（金）	◆参加資格確認（1 次審査）結果の通知 ※郵送及びメールにて結果の通知
2023 年（令和 5 年） 7 月 14 日（金）～ 7 月 25 日（火）	◆提案書及び提案見積書の提出 ※詳細は、「10 参加申込書等の提出方法について」参照

2023年（令和5年） 7月31日（月）	◆プレゼンテーション及びヒアリング（2次審査） ※詳細は、「12 選考方法及び結果通知」参照
2023年（令和5年） 8月初旬	◆最優秀者及び優秀者の選出、結果通知 ※郵送にて結果の通知
2023年（令和5年） 8月初旬	◆事業者の決定 ※本市ホームページにおいて公表
2023年（令和5年） 8月初旬	◆業務委託契約締結

## 9 参加申込書等の交付

令和5年6月19日（月）から本市のホームページにおいて参加申込書等の交付を開始する。

URL : <https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kurashi/suido/1001970/1008800.html>

## 10 参加申込書等の提出方法について

### (1) 参加申込書の提出時

ア 提出期限 令和5年7月12日（水）17時まで

イ 提出書類 「別表1」に掲げる書類

ウ 留意事項

(ア) 提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。

(イ) 提出書類は返却しない。

(ウ) 提出書類の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。

(エ) 提出書類は、逗子市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開されることがある。

(オ) プロポーザルへの参加により、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

### (2) 提案書及び提案見積書の提出時

ア 提出期限 令和5年7月25日（火）17時まで

イ 提出書類 「別表2」に掲げる書類

ウ 提案内容 別紙「仕様書」に基づき、次の項目について提案する。提案にあたっては、項目ごとに検討内容及び手法等を具体的に記述すること。

(ア) 業務実施手順

(イ) 作業体制

(ウ) 技術検討 内水浸水想定区域図

a 基礎調査

b 解析モデル

c キャリブレーション

d 浸水シミュレーション

e 浸水想定区域図

- f 提案者が必要と認める場合の独自提案
- (エ) 技術検討 洪水浸水想定区域図

- a 基礎調査
- b 解析モデル
- c 浸水シミュレーション
- d 浸水想定区域図
- e 提案者が必要と認める場合の独自提案

- (オ) 要求テーマ

上記(ウ)、(エ)に加えて、次の2テーマについて提案すること。

- a 『解析精度確保のための測量データ等の取扱における留意点』
- b 『対象区域の浸水特性を踏まえたモデル構築における留意点』

- エ 提案見積書内容

上記ウ(ウ)及び(エ)は技術検討ごと、かつ年度ごとの価格が判別できるように提案見積書を提出すること。

- (3) 提出場所及び方法

提出場所は事務局とし、提出方法は持参又は郵送とする。持参の場合は、土・日曜日、休日を除く8時30分から17時までとする。郵送の場合は、期限までに事務局に到着したものに限り。

## 11 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、実施要領、仕様書及び提出書類の作成に関するものとし、審査(評価)に関する質問は受け付けない。質問については、「別表3」に掲げる書類を使用する。

- (1) 提出期限 令和5年6月19日(月)8時30分から同年6月30日(金)17時まで
- (2) 提出場所 事務局
- (3) 提出方法 電子メール(アドレス: gesui@city.zushi.lg.jp)のみとする。メール送付後、必ず事務局へ電話連絡すること。
- (4) 回答方法 質問があった場合は、令和5年7月5日(水)に本市ホームページに掲載することにより回答する。  
URL: <https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kurashi/suido/1001970/1008800.html>
- (5) その他 質問に対する回答内容は、本実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

## 12 選考方法及び結果通知

- (1) 参加資格確認(1次審査)

本要領10(1)により提出された書類等により審査を実施する。

- ア 1次審査の得点(満点15点)の高い上位5者を1次審査通過者とする。
- イ 同一得点が2者以上となった場合は、参加資格要件に定める法人の業務実績の多い方を上位とし、この実績も同じ場合は、くじ引きにより決定する。
- ウ 参加者が5者以下の場合は、参加者全員を1次審査通過者とする。

エ 内容を満たさない参加申込は審査の対象としない。

オ 審査結果は、参加申込者に文書にて通知する。

カ 審査の基準

(ア) 参加申込者の技術力

(イ) 配置予定技術者の技術力

(2) プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン」という。）（2次審査）

1次審査通過者のプレゼン及び本要領10(2)により提出された書類により審査を実施する。

ア 日程

令和5年7月31日(月)

イ 出席者

出席者は3名以内とし、本業務における管理技術者は必ず出席すること。

ウ 方法

プレゼンは、本要領10(2)ウに記載の順で説明するものとし、持ち時間を50分（準備5分、説明20分、質疑応答20分及び片付け5分）以内とする。

エ 事務局が準備する物品

ホワイトボード1台、プロジェクター及びスクリーン1組は事務局で用意する。ただし、パソコン等、プレゼンに必要な物品は提案者が用意すること。

オ その他

(ア) プレゼンは非公開で実施する。

(イ) プレゼンでは、提出された提案書類の内容変更は認めない。

(3) 審査による最優秀者の選定

ア 方法

評価委員は全提案者のプレゼン終了後、その内容について個々に評価項目ごとに審査する。1次審査と2次審査の合計得点（満点55点）から算出する評価値が高い順に受託候補者とする。評価値の算出等は、「逗子市総合評価競争入札試行に関する運用ガイドライン 平成29年11月 Ver.1.0」に準拠するほか、「逗子市浸水想定区域図作成業務に係る公募型プロポーザル方式事業者選考委員会規程」に基づくものとし、評価項目は「別表4」のとおり。

なお、2者以上が同一の点数となった場合は、提案見積金額の低い方を上位とし、見積金額も同じ場合は、くじ引きにより決定する。

イ 審査結果

審査の結果について、審査終了後すべての2次審査参加者に文書にて通知する。

ウ 審査基準

(ア) 業務提案書

(イ) プレゼン

13 プロポーザルの辞退

参加資格を有する者が、本プロポーザルを辞退する場合は、プレゼン実施日の前日17時までに事務局へ辞退届（第9号様式）を持参し提出することとし、期限以降の辞退は原則認めない。

なお、本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後に不利益な扱いを受けるものではない。

#### 14 契約の締結

審査の結果、受託候補者と本業務の契約交渉を行い、速やかに契約を締結する。ただし、次のいずれかに該当し受託候補者と契約が締結できない場合には、審査結果が次順位の事業者を新たに受託候補者として契約交渉を行うものとする。

- (1) 受託候補者が審査後に本要領7に定める参加資格要件を満たすことができなくなった場合
- (2) 受託候補者と契約交渉が成立しない場合
- (3) その他の理由により受託候補者と契約の締結が不可能となった場合

#### 15 業務委託の範囲

本業務の範囲は別紙「仕様書」を基本とするが、本市の判断により契約締結時において、受託候補者が提案書により行った追加提案等の内容を追加、変更できることとする。

#### 16 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 必要書類を期限までに提出しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為等があったと認められる場合
- (4) 本実施要領に違反した場合
- (5) その他、本業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生した場合

#### 17 その他の留意事項

- (1) 提出書類の記載内容に関する責任は提案者が負うものとする。
- (2) 本プロポーザルに要する費用は提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類の返却はしないものとする。
- (4) 配置予定技術者は、原則として変更することはできない。
- (5) 審査結果の説明を求める場合は、審査結果通知を受理した日から3日以内に書面（任意様式）にて行うものとし、請求に対する事務局の回答は書面により行う。
- (6) 本要領に定めのない事項については、協議の上決定する。

別表 1

提出書類	様式区分	書類名称	提出部数
参加申込 書類一式	第 1 号	◆参加申込書	正本 1 部 (社名、社印のあるもの)  副本 8 部 (社名、社印のないもの)
	第 2 号	◆会社概要 ・資本金、従業員数、売上高等記載 ・ I S O の取り組み ・会社パンフレット等添付	
	第 3 号	◆法人の業務実績 ・業務実績を確認できる書類添付 (契約書/仕様書の写し等)	
	第 4 号	◆配置予定技術者の経歴・業務実績 ・配置予定技術者ごとに作成 ・有資格者は、資格証写し (添付)	
	第 5 号	◆業務実施体制 ・配置予定の管理技術者、担当技術者 (内水)、担当技術者 (洪水) 及び照査技術者等を記載	
	第 6 号	◆参加資格がある旨の誓約書	
	—	◆納税証明 ・直近 1 年間に納付義務があるもの ・法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書並びに法人市民税及び固定資産税に係る納税証明書	



別表 2

提出書類	様式	書類名称	提出部数
提案書及び 提案見積書	第7号	◆提案書（表紙）	正本 1部 （社名、社印のあるもの）  副本 8部 （社名、社印のないもの）  （電子媒体） CD-R 1枚
	第8号	◆提案書 ・10-(2)-ウ-(ア)、(イ)については、各A4判1ページ以内、(ウ)については、A4判6ページ以内、(エ)については、A4判5ページ以内、(オ)については、テーマごと各A4判1ページ以内とする。 ・目次はページ番号を記載しない。 ・文字サイズ 10.5ポイント以上 ・下部中央にページ番号を振る。	
	任意	◆提案見積書 ・別冊とする。 ・A4判 ・提案見積書（消費税抜きの金額） ・見積内訳書（提案見積書の内訳）	1部 （社名、社印、封緘のあるもの）
プロポーザル 辞退届 （必要時）	第9号	◆辞退届	正本 1部 （社名、社印のあるもの）

別表 3

提出書類	様式	書類名称	提出部数
質問書	第10号	◆質問書	1部

別表 4

区分	評価種別	評価項目	評価の詳細項目	配点	評価基準
1 次 審 査	企業の技術力	企業の技術的能力	過去5年間の内水浸水想定区域図作成業務実績	2	過去5年間における参加資格要件に定める業務実績数
			過去5年間の洪水浸水想定区域図作成業務実績	2	
			ISO9001 認証取得	1	認証取得の有無
	配置予定技術者の技術力	管理技術者の技術的能力	取得資格	1	資格要件のうち、技術士（総合技術監理部門）の取得
			過去5年間の内水浸水想定区域図作成または、洪水浸水想定区域図作成業務実績	2	過去5年間における、参加資格要件に定める業務実績数
		担当技術者（内水）の技術的能力	過去5年間の内水浸水想定区域図作成業務実績	2	過去5年間における、参加資格要件に定める業務実績数
		担当技術者（洪水）の技術的能力	過去5年間の洪水浸水想定区域図作成業務実績	2	過去5年間における、参加資格要件に定める業務実績数
		照査技術者の技術的能力	取得資格	1	資格要件のうち、技術士（総合技術監理部門）の取得
			過去5年間の内水浸水想定区域図作成または、洪水浸水想定区域図作成業務実績	2	過去5年間における、参加資格要件に定める業務実績数
	2 次 審 査	業務提案書	提案内容	業務実施手順	5
作業体制				5	関連する職種の技術者の配置
技術検討				10	仕様書に基づき、本市の特性を考慮した検討となっているか 要求する提案項目以外に独自に提案する精緻さ
提案要求テーマの内容				10	各テーマに対する的確性。また、効果的で実現性があるか。
プレゼンテーション		表現力及び専門技術力		5	説明の明瞭さ
		取組姿勢		5	質疑に対する的確かつ丁寧な応答
見積り額		経済性		5	経済性に対する評価